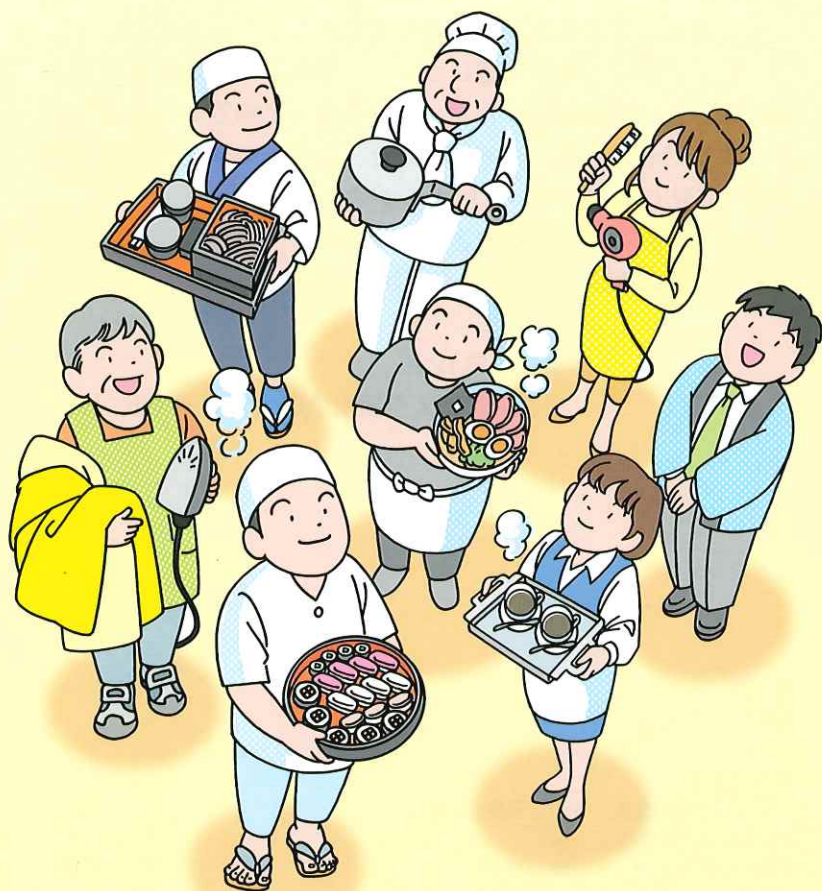


令和
6年度版

知って役立つ・使って得する

生活衛生営業の

税制



はじめに

生活衛生営業の経営者を応援する様々な税制上の措置が講じられており、社会情勢や経済情勢に合わせて毎年見直しが行われています。

生活衛生営業者の経営に大きく影響を与える代表的な、そして、使って得する税制措置について、令和6年度版の冊子を作成しました。優遇制度などポイントを絞って解説していますので、少しでも理解を深めていただき、経営上の課題の解決や経営戦略に応じてご活用いただければ幸いです。

なお、不明な点、詳細内容等につきましては、顧問税理士など専門家にご相談、ご確認いただければと思います。

令和6年12月

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

●監修
税理士 七野恭子

●参考文献
「ことしの税制改正 令和6年度」(清文社)
「令和6年度税制改正大綱」
「令和6年度税制改正大綱の概要」
国税庁ホームページ
国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」
国税庁「電子帳簿保存法一問一答」
国税庁「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き」

目次

はじめに	2
令和6年度税制改正のおもなポイント	4

税金のアウトライン

1 会社が納めなければならないおもな税金	5
2 法人税額の算出法	7
3 法人税以外の諸税の算出法	8

所得税

4 所得税と青色申告	9
5 青色申告の特典	10

法人税

6 決算利益と課税所得	11
7 損金・益金の基本的な考え方	12
8 売上原価	13
9 役員給与	14
10 交際費等	15
11 賃上げ促進税制	16
12 少額減価償却資産の損金算入	17
13 減価償却費定率法から定額法へ	18
14 中小企業経営強化税制	19
15 中小企業投資促進税制	20
16 欠損金の繰越控除	21
17 欠損金の繰戻し還付	22

贈与税・相続税

18 特例事業承継税制	23
-------------------	----

消費税

19 消費税とは	24
20 消費税の簡易課税制度	25
21 インボイス制度（適格請求書等保存方式）	26

その他

22 電子帳簿保存法	29
------------------	----

固定資産税

23 固定資産税	30
----------------	----

生衛業に関する税制措置

24 生衛業に関する税制措置	31
----------------------	----

令和6年度税制改正のおもなポイント

*新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

◎契約書の印紙税の非課税

特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税に関して、適用期限が1年延長されました。

*詳しくは、P6を参照してください。

*その他のおもな税制改正

◎交際費等の損金不算入制度の見直し

内容に一部変更があったうえで、適用期限が3年延長されました。

*詳しくは、P15を参照してください。

◎賃上げ促進税制の見直し

内容に一部変更があったうえで、適用期限が3年延長されました。

*詳しくは、P16を参照してください。

◎中小企業の少額減価償却資産の特例

適用期限が2年延長されました。

*詳しくは、P17を参照してください。

◎法人版事業承継税制

「特例承継計画」の提出期限が2年延長されました。

*詳しくは、P23を参照してください。

1

会社が納めなければならないおもな税金

(1) 会社の所得にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①法人税 (地方法人税含む)	会社の所得(a)	P 9 参照
②道府県民税 (法人住民税)	法人税額(b)	$(b) \times 1.0\% \sim 2.0\% + \text{均等割}$
③市町村民税 (法人住民税)	法人税額(b)	$(b) \times 6.0 \sim 8.4\% + \text{均等割}$
④法人事業税	会社の所得(a)	$(a) \times 3.5 \sim 7.0\%$
⑤特別法人事業税	基準法人所得割額(c)	$(c) \times 37\%$

*②および③の税率は、自治体・企業規模によって異なります。

(2) 資産の保有にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①固定資産税	土地、家屋、償却資産の評価額(a)	$(a) \times 1.4\%$ (標準税率)
②都市計画税	市街化区域に所在する土地、建物の固定資産税評価額(b)	$(b) \times 0.3\%$ (制限税率)

*①および②の税率は自治体によって異なります。

*固定資産税の対象となる償却資産を有する個人・法人は、毎年1月1日現在において所有している償却資産について、1月末日までにその資産の所在する市区町村長に申告する必要があります。

*土地については調整措置等があります。

Advice 均等割



上記(1)は、所得にかかる税金なので、赤字申告の場合には税金は発生しませんが、(1)の②と③の法人住民税の均等割額は赤字申告の場合でも納める必要があります。

(3) 取引にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
①消費税	資産の取引額(a)	$(a) \times 10\%$ ※ (うち2.2%は地方消費税)
②印紙税	課税文書に記載された金額等	課税文書に対応する一定額
③登録免許税	土地建物、会社設立等の登記の評価額	登記ごとに税率は定められている

*②の税金は印紙を貼付して消印することで納付とし、③の税金は登記所で納付します。

※ただし、一部を除く食料品等の軽減税率の対象となるものについては8%

(4) 特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

(株) 日本政策金融公庫などの公的金融機関や他の金融機関から受けた新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付を受けた場合の契約書で、令和7年3月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となります。

既に当該印紙税を納付済み(金融機関との契約時に納付)である場合は、別途、国税庁に対し、「印紙税過誤納確認申請書」および「印紙税が過誤納となった事実を金融機関が証明した書類」(各金融機関が発行)を提出することにより、還付されます。

2

法人税額の算出法

【法人税額の算式】

$$\text{課税所得} \times \text{法人税率}^{\ast} = \text{法人税額}$$

※法人税率 —— 資本金 1 億円以下の中小法人の場合

年 800 万円以下の課税所得 15% (軽減税率)

年 800 万円超の課税所得 23.2%

平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。

軽減税率の特例は令和 7 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで適用されます。

【地方法人税の算式】

$$\text{法人税額} \times 10.3\%$$

3

法人税以外の諸税の算出法

【法人税以外の諸税の税率】

税 目	法人道府県民税	法人市町村民税	法人事業税
税率	1.0～2.0%	6.0～8.4%	3.5%～7.0%

*これ以外に法人の規模に応じた均等割があります（下記参照）。

*自治体、企業規模、その年の課税所得によって税率が変わります。

その他に法人事業税の所得割額の37%が特別法人事業税としてかかります。

Example

①**都道府県民税** 法人税額の1.0%（標準税率）と次の均等割の合計額です。

区 分	均等割（年額）
資本金等の額が1億円超10億円以下の法人	13万円
資本金等の額が1,000万円超1億円以下の法人	5万円
資本金等の額が1,000万円以下の法人	2万円

*自治体によっては、上記均等割の年額を超えた税率を採用しているところがあります。

②**市町村民税** 法人税額の6.0%（標準税率）と次の均等割の合計額です。

区 分	市町村内の従業者数	均等割（年額）
資本金等の額が 1億円超10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
資本金等の額が 1,000万円超1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
資本金等の額が 1,000万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円

*自治体によっては、上記均等割の年額を超えた税率を採用しているところがあります。



4

所得税と青色申告

所得税は、1月1日から12月31日までの所得に対して課される国税です。

個人事業主は、毎年1年分の所得を自分で計算して、原則として、所得を得た年の翌年2月16日から3月15日（土日祝日の場合は翌平日）の確定申告期間中に、税務署に申告、国に納税しなくてはなりません。

所得税額の計算方法

所得税額は、収入から経費と各種の所得控除を差し引いた「課税所得」に税率をかけて計算します。

$$\text{所得税額} = \text{課税所得 (収入} - \text{必要経費など} - \text{各種の所得控除)} \times \text{税率}^{\ast}$$

※所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

平成25年から令和19年まで、個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

$$\text{【算式】復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

青色申告

青色申告とは、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする方については、所得金額の計算などについて有利な取扱いが受けられる制度です。事前に青色申告承認申請書を税務署に提出する必要があります。

Advice



青色申告者は、要件を満たせば、**11**法人税の賃上げ促進税制 (P16)・**12**少額減価償却資産の損金算入 (P17)・**14**中小企業経営強化税制 (P19)・**15**中小企業投資促進税制 (P20) など適用を受けることが可能です。

5

青色申告の特典

青色申告特別控除

55万円控除・65万円控除

正規の簿記の原則（一般的には「複式簿記」をいいます）により記帳している事業者が、その帳簿にもとづいて、損益計算書とともに貸借対照表を作成し、これを確定申告書に添付して、申告期限内に提出すれば最高で55万円まで所得（不動産所得、事業所得）から控除できます。

上記の要件に加えて、以下のいずれかの要件を満たしている方は、最高65万円の控除を受けることができます。

- ・ e-Taxによる申告（電子申告）
- ・ 優良な電子帳簿の保存

10万円控除

上記控除の適用者以外の方は、10万円を限度に所得（不動産所得、事業所得、山林所得）から控除できます。

青色事業専従者給与

事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、その事業にもっぱら従事し、その勤労の対価として適正金額であれば、支払われる給与の全額を必要経費にすることができます。この給与の支払いをおこなうためには、事前に税務署へ青色事業専従者給与に関する届出書を提出する必要があります。

純損失の繰越し

事業所得などに損失（赤字）の金額がある場合で、他の所得の黒字から控除してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）が生じたときには、翌年以降3年間に赤字を繰り越すことができます。繰り越した赤字は、翌年以降3年間の黒字から控除できます。

純損失の繰戻し

前年も青色申告をしている場合は、本年度の赤字を翌年ではなく、前年に繰戻し、前年度の支払済みの税金の還付を受けることも可能です。

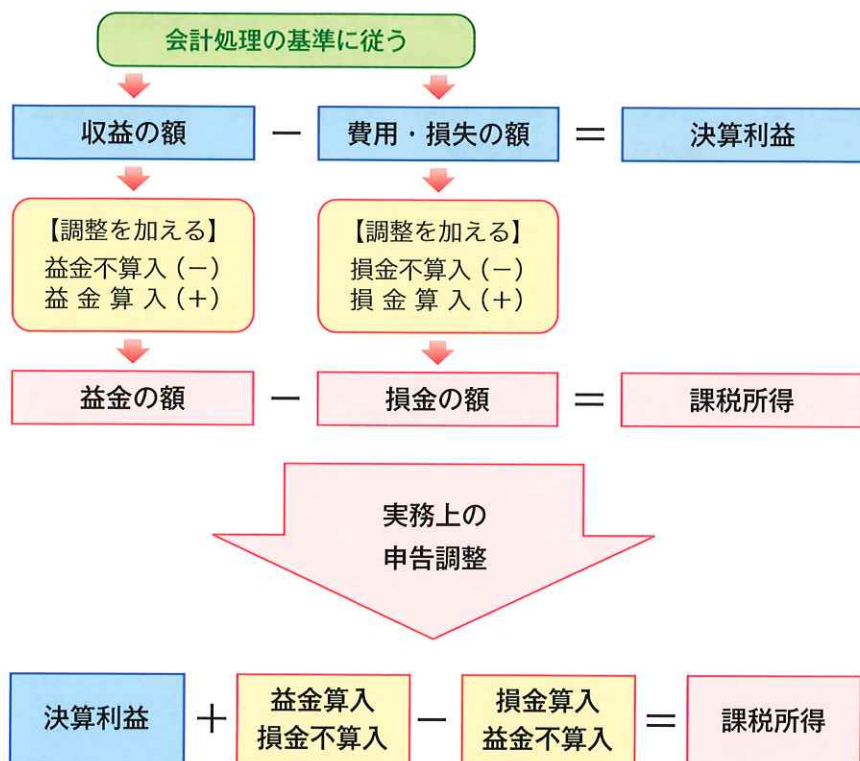
6

決算利益と課税所得

課税所得は、益金の額から損金の額を控除した金額のことです。

企業は、1年間の決算を通じて利益を計算しますが、この「決算利益」に対してそのまま課税されるわけではありません。課税対象となる「課税所得」を計算するためには、税法上の調整が必要です。この調整には、主に「損金算入」「損金不算入」および「益金算入」「益金不算入」という考え方が用いられます。

企業の収入から必要な経費を差し引いて得た利益が「決算利益」ですが、税務上の「課税所得」は税法に定める調整を行った後の金額です。



7

損金・益金の基本的な考え方

益金とは、企業の収益に相当するものです。会計上の「収益」に対応しており、売上や利息収入などがこれに含まれます。通常、企業の収益は全て「益金」として扱われますが、一部の収益は税法上の理由で課税対象から外れ、「益金不算入」となることがあります。

損金とは、企業の支出に相当するものです。会計上の「費用」に対応しており、従業員給与や材料費、光熱費などの経費がこれに含まれます。通常、企業の必要な費用は「損金」として認められますが、税法上認められない費用は「損金不算入」とされます。

法人税独自時の考え方による益金不算入・算入、損金不算入・算入

益金不算入：法人税や住民税の還付金、一部資産の評価益、受取配当金など

益金算入：資産を無償で取得した場合の収益など

損金不算入：役員の過大な報酬 (P14)、交際費 (P15)、そのほか税法で認められていない経費

損金算入：繰越欠損金など

8

売上原価

売上原価：損益計算書の費用の部に計上される勘定科目で、売上高に直接連動する費用です（変動費）。売上原価は物品販売業（卸売・小売）、製造業、サービス業など業種によって勘定科目が変わってきます。

- 物品販売業 ⇒ 販売した商品の仕入高など
- 製造業 ⇒ 販売した製品を製造するために要した材料費、製造ラインの人員の賃金、製造機器や工場運営にかかった経費など
- サービス業 ⇒ サービスを行う人員の人件費（歩合給）など

粗利益：売上高から売上原価を控除した額が売上総利益（粗利益）として定義され、企業の販売活動においてどのくらい利益をあげられるかを概算する際によく用いられます。

売上原価の算出

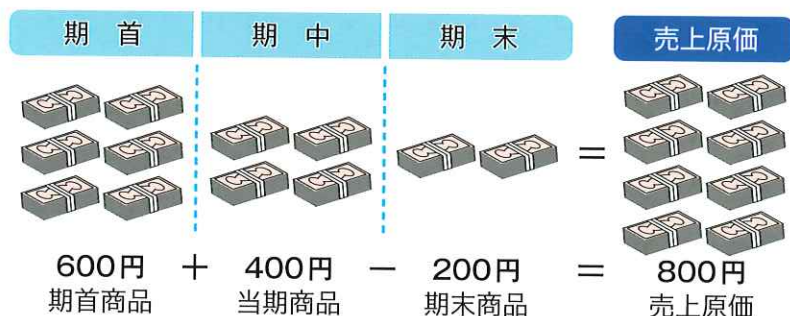
仕入れた商品の金額

期首商品棚卸高 + 当期商品仕入高

売れなかった商品の金額

期末商品棚卸高

Example



9

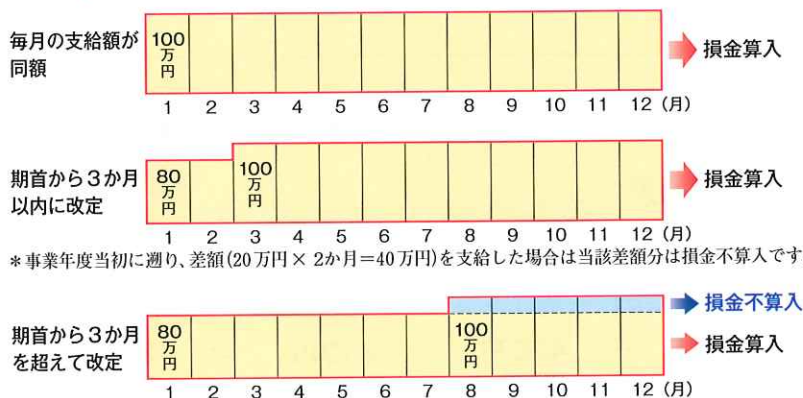
役員給与

役員に対する給与は、およそ下の表のように分類され、それぞれ法人税法上の取扱いが異なります。

役員給与の分類			適正部分	過大部分
			※	
定期の給与	定期同額給与	支給時期が1か月以下の一定の期間ごとであり、各支給時期における支給額が同額である給与またはこれに準ずるもの	○	×
臨時的給与	事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、所轄税務署にその定めに関する届出をしているもの	△	
	業績連動給与	非同族会社の業務執行役員に各業績に関する指標を基礎として算定される給与		
	退職給与	退職を事由として支給される給与	○	

※○：損金算入可能、△：所定の条件を満たせば損金算入可能、×：損金不算入

Example (定期同額給与)



※「事前確定届出給与」従来、いわゆる役員賞与(＝損金不算入)といわれていたものでも、あらかじめ確定した時期(たとえば、夏の賞与として6月、冬の賞与として12月といった時期)にあらかじめ確定した金額を支給するべく税務署に届け出ているものについては、所定の手続をとることを条件に、損金算入が認められます。



10

交際費等

① 交際費等の損金不算入

交際費等は、企業活動に必要な経費ではありますが、税法上、原則としてその全額が損金不算入となります。ただし、企業規模によっては例外的に損金として認められる場合があります。

【資本金1億円以下の法人の場合】

損金算入として認められる金額は以下のどちらかを選択できます。

1. 接待交際費の800万円までを損金算入※

年間800万円を超えると、800万円分を損金として計上する方法です。

2. 接待交際費のうち接待飲食代の50%を損金算入

年間の接待交際費の中で、接待飲食代に分類される分について、その50%を損金として計上する方法です。

※令和9年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

② 飲食費の1人10,000円以下は損金算入可能

1人当たり10,000円以下の飲食費は、通常の交際費ではなく会議費とすることができ、損金として認められます。福利厚生費と認められない社内飲食費は10,000円以下であっても除外されます。

※令和6年3月31日以前に支出した飲食費の場合、5,000円以下が損金として認められます。

【留意点】

1人当たり11,000円の飲食費となった場合は、10,000円との差額の1,000円ではなく、11,000円全額が交際費とされます。

交際費から除外される飲食費とするためには、次の事項を記載した書類を保存しておく必要があります。

①飲食した年月日、②飲食店の名称および所在地、③飲食に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者の氏名または名称およびその関係、④飲食に参加した者の数、⑤その費用の金額、⑥1人当たりの金額、⑦その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項。

△損金不算入となる交際費

	主な交際費	除 外
1	会社の周年記念、社屋新築記念等の宴会費、交通費、記念品代など	従業員に対して、おおむね一律に社内提供される程度の通常の飲食費用や宴会などの福利厚生費
2	得意先、仕入先など社外の人への見舞金、香典、お祝いなどをしたときの費用	従業員やその家族、元従業員に対して社内規定で支給される福利厚生費
3	代理店などが得意先や仕入先その他事業関係者を旅行や観劇などに招待した費用	
4	その他の接待費用	

◎損金になる経費

1	会議の茶菓子代、弁当代、来客食事代などに通常必要となる費用（会議費）
2	タオル、カレンダー、手帳などを配るために通常必要となる費用（広告宣伝費）
3	新聞、雑誌などの座談会、取材などのために通常必要となる費用（取材費）
4	従業員の慰安のために行われる旅行などのために通常必要となる費用（福利厚生費）

賃上げ促進税制は、青色申告書を提出する中小企業者等の給与等の支給額が前期より増加した場合に、下記の適用要件を満たせば、その増加した給与等の15%を法人税額から控除できる制度です。控除できる金額は、当事業年度の法人税額の20%が限度となります。

また、下記の「上乗せ措置の要件」をそれぞれを満たせば、増加した給与等の最大30%を上乗せすることができ、最大控除率45%となります。

【適用期間】

令和6年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度

【適用要件】

雇用者給与等支給額が前期より1.5%以上増加していること

【上乗せ措置の要件】

いずれかを満たせば、それぞれの控除率を上乗せできます。

①雇用者給与等支給額が前期より2.5%以上増加していること

⇒控除率15%を上乗せ

②教育訓練費の額が前期より5%以上増加していること

⇒控除率10%を上乗せ

③くるみん認定orえるぼし認定2段階目以上

⇒控除率5%を上乗せ

※「くるみん認定」…子育てサポート企業としての基準を満たしている企業として、厚生労働大臣から受ける認定

※「えるぼし認定」…女性の活躍を推進している優良な企業として、厚生労働大臣から受ける認定

中小企業向け

全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率 ^{※1}
+1.5%	15%
+2.5%	30%

+

前年度比+5%
⇒税額控除率を
10%上乗せ

+

くるみん認定
or
えるぼし認定二段階目以上
⇒税額控除率を5%上乗せ

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能（新設）

中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能

12

少額減価償却資産の損金算入

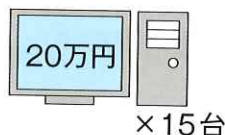
青色申告書を提出する中小企業者等が、取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額全額を損金の額に算入することができます。なお、この制度の適用を受けることができる資産は、1事業年度で取得価額の合計額300万円が限度となります（10万円未満のものには限度はありません）。

【適用の要件】

- ①資本金1億円以下で常時使用する従業員数が500人以下の青色申告法人（大会社の出資比率が50%未満）
 - ②資本等を有しない法人で、常時使用する従業員数が500人以下の青色申告法人
 - ③対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供される資産を除外
- （例）飲食店業を営む法人が1台20万円のドローンを購入し、そのドローンを他者に貸付け、レンタル料を収受している場合は、そのドローンは対象資産から除外されます。
- ④令和8年3月31日までに取得し、事業の用に供していること

Example

当期首に1台20万円のパソコンを15台、合計300万円購入した。
パソコンの耐用年数は4年。この制度による損金算入額。



	損金算入できる金額
通常の減価償却	150万円
少額減価償却資産の損金算入	300万円
差 額	150万円

（通常の減価償却）

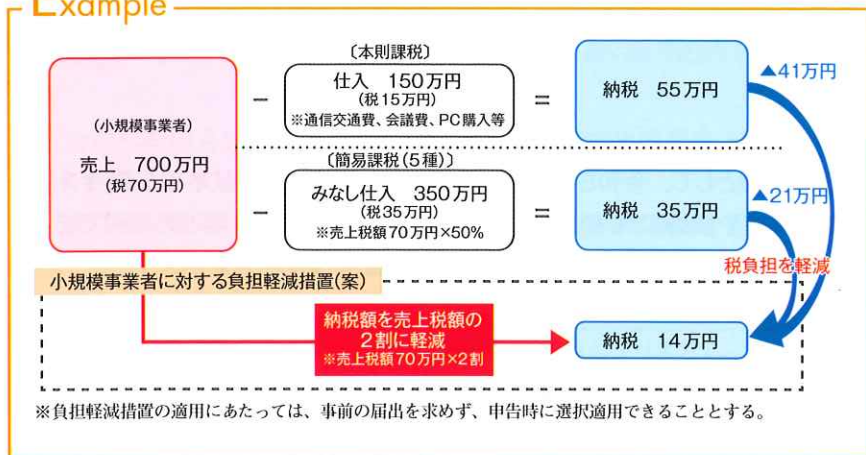
$$20\text{万円} \times 0.5^{\text{※}} = 10\text{万円}$$

$$10\text{万円} \times 15\text{台} = 150\text{万円}$$

※平成24年4月1日以後に取得した定率法による償却率



Example



【「少額特例」中小事業者等に対する事務負担の軽減措置】

「少額特例」とは、売上が1億円以下（基準期間）または5千万円以下（特定期間）の事業者が、税込1万円未満の課税仕入れを国内で行う場合に適用される事務負担の軽減措置です。一定の事項が記載された帳簿の保存だけで仕入税額控除を受けることができます。この特例は令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入が適用の対象となります。

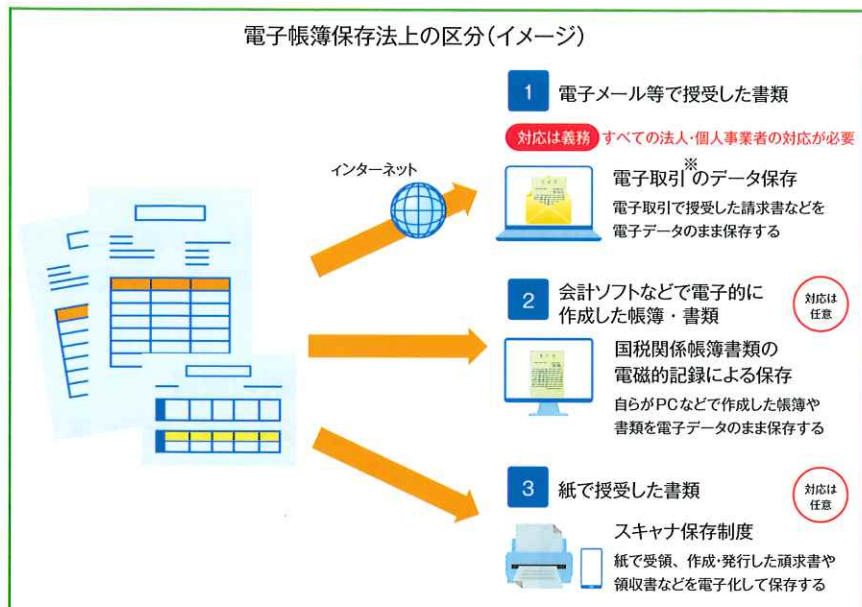
【少額な返還インボイスの交付見直し】

返品や値引き等が少額（税込1万円未満）の場合、返還インボイスの交付が不要になります。

例：振込手数料分の売上値引

22 電子帳簿保存法

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和6年1月1日から電子取引の取引情報を電子データの形式で保存が必須になりました。



※電子取引とは下記のような取引はすべて電子取引に該当します。

- ・電子メールで送信した請求書
- ・クラウド上のサービスを使って発行した契約書
- ・ペーパーレスFAXで受け取った見積書
- ・WebサイトなどからダウンロードしたPDFの領収書
- ・DVDなどの記録媒体に保存した状態で受け取った発注書

23 固定資産税

※固定資産税は地方税であるため、具体的な規定については各市町村にご確認ください。

(1) 固定資産税の軽減措置

(1) 公衆浴場

- ①公衆浴場等の用に供する固定資産については、当該固定資産税に係る税額の $\frac{1}{2}$ 相当額が軽減されます。
- ②高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場（福祉浴場）業等については、税額が $\frac{1}{2}$ に軽減されます。

(2) 旅館・ホテル

- ①固定資産評価基準における鉄骨鉄筋コンクリート造および鉄筋コンクリート造の旅館・ホテルの用に供する家屋に係る経過年数は平成27年度の評価替えから45年が適用されています。

(2) 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の軽減

中小企業等経営強化法による認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、中小企業者が取得する一定の要件を満たした設備（機械装置、器具備品、建物附属設備）について、固定資産税の課税標準を3～5年間、 $\frac{1}{3}$ から $\frac{1}{2}$ の間で市町村が定めた割合に軽減されます（令和7年3月31日までに取得したもの）。

24

生衛業に関する税制措置

◎生活衛生同業組合関係

・共同利用施設に係る特別償却（法人税）

青色申告法人で出資組合である生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設で振興計画に係るものについては、取得価額の6%の特別償却（取得価額要件：建物600万円以上、建物以外400万円以上）が認められます。（令和7年3月31日まで）

※具体例：研修施設（理容・美容・飲食等）、クリーニングなどの共同工場、共同冷凍冷蔵施設、熟成肉製造施設、資材保管庫等

・異常危険準備金（法人税）

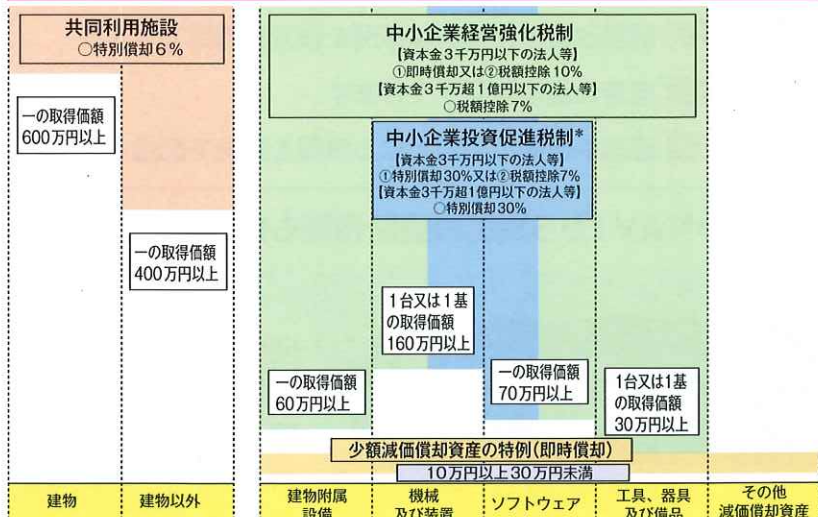
出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会が生衛法の規定による責任準備金を積み立てるに当たり、保険又は共済に係る異常災害損失の補填にあてため、異常責任準備金として積み立てた時は、損金の額に算入の額に算入します。

◎生活衛生関係営業者関係

・中小企業事業再編投資損失準備金（法人税）

事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM&Aを実施する場合に（取得価額10億円以下に限る）株式を取得価額として計上する金額の70%以下（2回目は90%、3回目以降は100%）の金額を準備金として積み立てたときは、損金の額に算入できます。

生活衛生関係営業者に関する税制上の特別措置一覧



* 中小企業投資促進税制は、3.5トン以上の普通貨物自動車も対象



理容店



美容店



興行場
(映画館・劇場・劇場)



クリーニング店



公衆浴場
(銭湯)



旅館・ホテル



めん類店
(そば・うどん店)



水屋純水
氷雪販売業
(氷屋)



食肉販売店



その他の飲食店
(食堂・レストランなど)



すし店



食肉販売店



喫茶店



中華料理店



社交場
(スナック・バーなど)



料理店
(料亭など)

生活衛生営業のための **無料** せいえいNAVI を是非ご利用ください



プロモーション映像で、
便利さ、お得さを体感
していただけます

5つの機能

新着情報 生活衛生営業の新着情報を知ることができます

検索機能 生活衛生営業関連の情報を複数の条件で探すことができます

先進事例 経営改善の先進的な事例を検索し閲覧できます

経営診断 自店の経営診断ができます

経営支援 経営や営業の一助となる情報を映像で配信しています

せいえいNAVIから税制の最新情報も知ることができます

スマートフォンやタブレットに
インストールしましょう



iPhone 版



Android 版